首都高速道路の路線名中、㉓、㉔及び㉚から㉝の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目（湾岸環八出入口又は空港中央出入口）まで。	6.0km以下	150円	—
	6.0km超 12.0km以下	180円	180円
	12.0km超 18.0km以下	210円	210円
	18.0km超 24.0km以下	240円	240円
	24.0km超	270円	270円
首都高速道路の路線名中、㉓、㉔及び㉚から㉝の路線における各出入口等（殿町出入口及び東扇島出入口を除く。）から首都高速道路の路線における各出入口等（湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。）まで。	12.0km超 18.0km以下	140円	140円
	18.0km超 24.0km以下	160円	160円
	24.0km超	180円	180円

㈡　ＥＴＣ前納割引については、次のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための当社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

②　割引率

下表の割引率を適用する。

利用可能額	料金（前払金）	割引率
10,500円	10,000円	約５％
58,000円	50,000円	約14％

㈢　大口・多頻度割引については、次のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣ車のうちＥＴＣコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第４条第２項第１号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

②　割引率

イ　車両単位割引

記①の自動車が使用するＥＴＣコーポレートカード１枚ごとの月間利用金額に対し、下表Ａの割引率を適用する。ただし、平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間は下表Ｂの割引率を適用する。

表Ａ

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	０％
5,000円を超え、10,000円までの部分	２％
10,000円を超え、30,000円までの部分	５％
30,000円を超え、50,000円までの部分	８％
50,000円を超える部分	12％

表Ｂ

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	０％
5,000円を超え、10,000円までの部分	10％
10,000円を超え、30,000円までの部分	15％
30,000円を超える部分	20％

ロ　契約単位割引

記①に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が５千円を超える場合にあっては、当該利用者の記②イに定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10％の割引率を適用する。

③　実施する期間

記②ロに定める割引は、平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間とする。

㈣　中央環状線迂回利用割引については、次のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを経由せず、下表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行するＥＴＣ車とする。

入口等（起点）	出口等（終点）
世田谷区砧公園（高速自動車国道第一東海自動車道との接続部）、用賀、三軒茶屋	三郷ジャンクション（三郷を含む。以下同じ。）、八潮、八潮南、加平、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
杉並区上高井戸三丁目（高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との接続部）、高井戸、永福、幡ヶ谷	三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西
さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町	市川市高谷（高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部）、千鳥町、浦安、葛西